

令和5年11月1日

## 受配者指定寄付金制度に係る静岡銀行事業団口座の廃止について

静岡銀行事業団口座の廃止に伴い、今後、新たに受配者指定寄付金制度を利用する学校法人は、預託銀行として下記から1行を選択してください。

1. みずほ銀行本店
2. りそな銀行東京公務部
3. 三井住友銀行東京公務部
4. 三菱UFJ銀行東京公務部

既に受配者指定寄付金制度の利用を開始し、預託銀行として静岡銀行東京営業部の事業団口座を指定していた学校法人は、令和6年1月1日以降、同口座への振込みはできません。振込先銀行の変更手続きをお願いします（該当の学校法人には別途、通知しています）。

事業団所定の振込依頼書を使用し、上記銀行の本支店間を利用する場合は、振込手数料は無料扱いとなります（地方銀行を含む他行からの振込みには、所定の手数料がかかります）。

なお、事業団所定の振込依頼書を使用せず、インターネットバンキングにより振込む場合は、「ご依頼人名」又は「EDI情報 ※」欄等に事業団指定の6桁の学校法人番号を付けてください。

※EDI情報・・・受取人に対して一定のメッセージを伝えるためのメモ欄

問い合わせ先

助成部寄付金課寄付金係 TEL 03-3230-7317・7318

FAX 03-3230-8223

E-Mail kifukin@shigaku.go.jp